伊勢家草稿

内務省圖書
第　號
書部　類
函
共二　冊

和書門
類
號　二七二七四
函　九一
架　三
冊　二

内閣文庫
番號　和　27274
冊數　2（2）
函號　153　297

内閣文庫
和書
類
號　二七二七四
冊　二
架　一五三函一九

国立公文書館
National Archives of Japan

雜説問答

明治十二年購求

馬

国立公文書館
National Archives of Japan

一　鯨波と申すハ籠城へ押寄る節或ハ野合のうけ
あひ合戦の節定初ニときの声を揚候也後
勝乃大将の下知ニ天声の揚げ候数三度ニかきり候や
備ニときを作る依之しらせ以上ヶ様ニ而御座候これ
声と申て鯨波ともときとも申候　不言中ハいつも
と申て申候　○落城せぬ野合ニよりて合戦の
初ニときを作りては敵もときを合せは是合戦
とき〳〵ときの合図ニては敵ニもときを合せて
手始りいふの答ニては是迄の礼ニては大将
五

声をあはしてゑいゝゝと申ハつい従軍勢作しと
音を揚けハ三度ときを作りハ敵方も同しときの
後ときハ大将床机に腰かけ凱陣の着到しれ
に衛へりを知り左に弓を持扇を皆ひらきて
つらひあつゝゑいゝゝと節ハへい従軍勢ほとしく
聲をあけハ是又三度まてハ今も世の諺に我か理運
なる事を左扇をつかふと申ハ是より出たる事にハ
候尤家に寄候ハ種々の有之候ハ此外流家の流
いろいろにかわりも有之候とも種々のあるハ流々なし
家々代々吉例にまかせしんくハいろまをとりしとも何し

ともゆまし されハ ときの声とハ文字鯨波と
も囲聲とも書申ハ何れも昔より用ひ来り候
何もよろしかるへくハ又あらと聲をはしまり
大将の左の方より何れ初に右より声をはけ
初るを忍もあり是ハ何れの家にもくらまし
くハ

一 矢さけひと申候ハ敵を射候てハ扇声を発し候ハ
外あらそず共声を發し候や何と申声ニは序ハ
多数も有之候○答 矢さけひとも申候へとも
中ハ平家物語に頼政のぬえを射られしるを

祀しくるふゆゑくへしてもことに侍るゆゑとかや
をしと矢さけびしてことはりえたりやは矢さけび
にはきをさしとりふは矢さけびあり又太平記に佐用(サヨ)
左衛門三郎か名越尾張守を射おとしてよろこびて
胡簶を叩て矢叫(サケビ)をしと侍り又吏床物小信
実の欲 道おほき形次のみうり代矢さけびに乃ぐれ
奴鹿代色ぞやめるとらんくくらり矢さけびはほこりける
時おりてはさけをすは猪の時には都をとほそのけて
あしともしと云也是猪の矢さけびこ大追物の時は
頭をとらまへ奇して あらうとさく云也 猪の矢さ

けびの事は多賀高忠か猪飼記に見へたり犬追物の矢
さけびの事は犬追物射手具足記といふ書に見えてこれ
ほくといふは猪にかぎりたるといふは軍陣にも犬追物
にも云也 犬追物には矢さけびとも云矢さけびの事あり
矢さけびの事 諸説さまざまなれども正説にはあらず
此外に説々有ども正説あり
一 矢ごろへと申るはいつて心得て申は也 ○矢ごろへと云
も矢さけびの事にてはなし 右に委し
一 矢を空へ遣と仰て射ると申るはいつて心得て申は也
○参矢ふを遣と云は射手を数多なくして射させられは

○右千の矢連り飛ぶ形恰もくし歯を張りたるごとく
よろひには多く矢くし歯と申は
一馬いかだを組て川を渡すを申なりいかだ渡申也
を甲冑弓箭を帯し馬上にて渡しは義と称は
歩卒いかだ組合は于○巻るいかだの事平家物語
源平盛衰記太平記なとにもみえしふかきうの事は
る達者なる人は一騎渡りにいたし候末々従因筏
従梶原景季の如き人にては渡達者なる故害ては
るいかだを組て渡しはいかだの組やう大将入道
道禅ヶ英せし 雲霞集と云河を渡るなるい
かだを組て十疋も廿疋もなるを並なへて長竿を
鞍の前輪に渡し鞍に結付十疋も廿疋も
同じ如くに押入て渡せば馬の足をきいつよきは
つなぎられて渡ってなるなり 同じく水さされはよき馬と
の大河もわたりすべきや大川めいとおもふ大ぜいを渡せば
一疋ものこらず渡さんとせし図文作なとなけれども今
の如くなるを並て人のむねかいをたがひにとりくみ
十疋も廿疋もともに渡さんとせしも同じ事なり云々又
或傳に徒を据えん鞍の前輪に付て据るの人
各手綱にくみをとらせ鞍に引付て渡すと云是前り

いふ如く竿を用ゆると同事之 歩卒ハもつの所に
付て渡せハ水勢よはく成りて渡りよき也 右
何れも甲冑をぬかぬ事ハ無し 又既に法を付て
云腹を既の大なれぬ様にせへし 然し又歩卒も
脛楯をぬぎて緒を以て前後左右の草ずりを
上へ巻上て胴へくゝり付て渡り千(?)袖をも付置
うへ是を水に入まね用之 堀するハ泥障さす
へし 次 又歩卒ハ[illegible]を用ゆる所ハ是水練を
知ざる人の為なり 是ハ常に 藏(?)を練習せま
ほしきこと

一 旗を持し事 兎角云上の者に持せへき 古代の定
にて今ハ歩卒に持せ候也 是より左様にあらんや
とらく(?)當時にてハ背負に帰し候 ○答 古代ハ旗さ
しとて陣(?)るの侍旗を持候もの多くあり 旗にてハ
云上にて持く者さへ大勢ある 故にて無し 歩卒の背
に負せしるゝハ 謙信云より○と思召れ候 古書
歩卒に旗を持せしむるハ見えすし候
一 旗の製古風當時遠ふ候 先流なさハ たゞ何程
長サ何程と知ゆる事候 當時ハの慣りたる名へ
中候是又幅長サ何程と知ゆる事候(?)札の数も同断

はたふりしるし寸法之事 ○答 古代の手本なき
古き旗を見るに定りなけれとも長きも短きも
廣きも狹きも有古代ハ旗まちまちなり
時々の考によるなるべし されども大様ハ一
丈の内外二幅にても三幅のもあるし 後代の乃ぼり
なども 康正二年畠山政長のはたに乳を付ける
ありしなれハ 寸尺同しからず 長き絹に(?)乳數
多かるべし 尺も定法とてハなけれ共又ふるきに
のより政長の時分ハなへてハ後代人の好みにて
風俗替りしなるべし 未詳也 乳數を旗によりてハ其人の好みなるべし

一 はたと云字ハ竹のさをつけたるハ倭俗の字なり書にもなし
也 旗 旗 幢 幡 等の字ハはたにて候 ○答 はたの
字多くハ俗用に旗の字を用るは竹竿を付るハ
旗 又ハ文幡の字とも用るは 幡ハ彼のはたの總名の
字なれハ 幡の字用るとよしとす 唐土のはた
色々制作多くして 旌 旗 纛 旂 旒 旟 旐 物 等の
文字をもて其品を分ち 旗ことのはたの形ハ我国
のはたハ大に違へり 我国のはたの字に本のかたハ用
なし 右 唐土のはたの形の圖ハ 詩經大全 三才圖
會 武備志 等に見えし 其餘も明に見えたる事也

一大馬印小馬印大纏小纏等の事大がいしりて仰渡す
ならず○答古代馬印纏なといふは無之是ハ旗の靡しる
持てハ馬印乃一名纏ともいふ馬印ハ大将の印也
是あるしとみて人々大将に付従ふ故人数を
備ふ義まて備にハ上印ハ馬あるしハ天文
元亀の比より出来し加へし信長比甲陽軍鑑
抔にみへえたり

一貝太鼓抔の事を委しく知度又ハ何の時貝をふき何
の時太鼓を打けんや仰渡中度ハ甲州流謙信流
等にてふき様ふち様等定有之也上古中古近代の定

一いにしへ今の古代ハ用ひず○答金鼓の名は本朝神
功皇后比にみへえたり上古より軍に金鼓用ひし
事知られハ又軍防令に鼓鉦大角小角みえたり
大宝養老の比既に此物用ひられし事明也大角小
角ハ吹物にて是後世貝を吹に同し源平盛衰
記砥並山合戦の条に太鼓を打法螺を吹とあること
みへたり又範頼義経京入の条源平水島合戦の
条にも太鼓の事みえたり扨何の時貝を吹何の時
ハ太鼓を打何の時ハ鐘を打と云事是ハ元来定
法なき事にて是ハ其大将の心次第に合図を定め候

軍螺と約束を堅くして重て拍子條て惣ての
約束の鳴物となりして人数をつかふ事也て是ハ一定
なりける事ハ無しと太鼓貝鐘ニ不限ニ吹様吹様ニ序破
急三段有り是又兼て約束を定めて三段の吹様
吹様にて合図とするなり今世軍者が教る所定法
有り是ハ甲州流の定法ハ信玄の家の合図の仕方なり
謙信流の定法ハ謙信の家の定法也是をいふ事
天下古今の定法など堅く法を思ふハ見当り
定法といふ事ハ無し大将之流軍螺との約束次第之
一 貝ハかきりて用ひ申候大鼓ともろく手入せ申ひ申候を見申候

かゝる事ハいろくの形にて出来ぬ貝太鼓のうち古代の書にいづ
れ出来ぬ當時ハ何比より初り申候〇答かゝる
上古ハ軍陣合と称しと義解ニ称ハ金鼓也と
注し鼓ハ皮鼓也と注す其形制製作詳ならす候後代
乃製作の式ハ信玄謙信両家の流義の式にて候是
又天下の通式といふ物にハ有るまて候是又大将の好にて
いか様にも為るべき事ニ候又後代のかゝる事ハ喚鐘を用
ひ候指引候ハ動静の様を通し高人にて為申候
一 櫃鼻褌の事上古當時ニ義并當時ニ從ハ在り是
ハ何比の事ニ候哉具足今用の時ニ色先なるべし定めにと

用ゆべし 但先ん日の巻物にあるを用ゆべし ○答
犢鼻褌の事 日本紀神代巻に火酢芹命乃事
を記されし章に見着犢鼻といふ事みえたれば
神代より此物あり 和名抄にも有り年中行事の絵
巻物に朝廷相撲乃節会に相撲人犢鼻褌をさき
たる図あり 又褌短くして足の犢鼻の穴にあたる
が故なる也 犢鼻褌と云なり 和名にはたふさぎ 又
ちぶさなる故といふなるの事は上古の書に見えず 上
古には何でもひもんも知らずありしに入たるもある
もへ見えさりしとなるの事 弁源物子義家朝臣

猿楽のふ次第を記しける中に第一に手綱第二
小袖とあり 又曾我物語にも相撲の事を書たる条
にさる物をぬぎたてならさまししけてとあり 義経記
にもここでひくれぬきとる事二ましとりて胴に
まきとあり 按ずるに古はたづなをとりさしたるよりまき
ハ々海を記しけるなりへし 猿楽の財にハなきハ海
とハ異にしてよつかいぶり用ひし如くし 源平
盛衰記高綱宇治川渡条に佐々木の馬常陸
の国の住人康信女一足て無双の水練なり 猿ぬぎすて
まふたる故らさとあり 是も縄ハ本より大きかた足に

褌（ハタハカマ）とも云へるやうに今の世のことくはつかひけり
用ひたりといふの比よりといふ事詳ならす近代ハ股引
きあふ常に用ゐたりも異なる風俗になりたれハ
次やなとハ用ゐハなくて異なる事に有りしなるへし

一 馬面なる鞍ハ革を以て製し金物ハ是とするに
うけいれ候ことに用ひたりけれハ節ハ度々の○答なる
鞍ハ上古より存しなきてハ軍防令に具装と有るを
義解に具装ハ着馬甲（ヨロイ）也と注したり上古の製なり
なり頃近代ハ革を以て製する事中古ハ鞍をなしく
製しけるもあり太平記巻卅二に畑六郎左衛門か鞍の

なる鞍うけて象ける也見えたり明徳記にも一色左京
大夫金鞍の上なる鞍うけさる也見えたり源平盛衰
記にハ巻卅八なるに鞍を可然とありて革とも鞍
ともなし古革の製衣もなし或ハ鞍のとれいへる
なるへし鞍余年中御事に及合戦に前に出る鞍を
かけるより前ハ無く鞍又供奉の時ニ前掛し従
軍も亦掛とかへさり見残皆よ除てなる鞍かる
なりとも比残の附且又都陣に出入として使を
乱せ時ハ必なる鞍をとらせさしてハ叶ふへからす

一 根標と申するハ如何なる申におゐて時の事もいひて

從的下りしもの當時の狼煙ハ専らにしと申かれ共色く
委しく相伝せし事ハ古代中世近代の差ひあつて且又いろ比
知りかたし○答 狼煙と云ハ庭火合図にてハ夜ハ
篝を用ひ昼ハ道の程隔りたる所の方へ告ん
合図之 上古ハ放烟といひし 軍防令に見えたり 軍
防令の放烟ハ艾葉生柴を収め相和して烟を放つ
と有り義解に葉ハ若草ノ総名之と有り上古ハ狼糞
を交ざりしと見えたり 後に唐の法を伝へ来り
て狼のくそを用ひしなるべし 何の時代よりか知れと
いふ事ハ詳ならず 狼糞ハ烟を發して さげる物なり

是を生柴葉束に交へて火を付れハ烟集り散らず
して高く立昇る故遠方より見えて合図となる之
近世色〻の法も有りけり 烟中に龍の形又ハ雨花を
あらハし色をよそほひ花火のことく作れる製有て遠方
より其形明らかに見え分るやうになる成されども
何しろも十分ならず 狼烟ハ昼見て見へ 篝火ハ夜ノ
為くみえるなり

一 陣羽織と申事何様の物何れの時用ひしものにや
知る古代ハ此法なかりしにや そも此より知られず
大将軍総用の物とハ申せど形ハいかゞ知り下されたく候 ○答

陣羽織ハ古代の書ニハ見えず天文永禄なるの比
より出来し物か東山殿の比なとの書ニハ見えて
此之守室町殿日記ニ云天文永禄比の日記之得後使者下中ニ
手作料為褒美給りて仍而なれハ仍出立の陣羽
しける具大総鍬象眼の鞍三掛并具足羽織十領
下中ハ何もし念を入させ申ハ法度をてみやしの柳枝
重便し時ハ名誉法度

六月十三日　　稲村帯刀へ　長高

右ハ三好修理大夫義長よりあてし一物を調へ送りたる物也
具足羽織ハ陣羽織之義也是ハ天文永禄の比の人也

此比当具足羽織ハなし事なり依りて按ずるに陣羽織
是れ具足羽織といひし也按ずるに此羽織ハ甲冑を
よろひたる時ハ用ましきと按ず其故ハ鎧の上ニ着
しては鎧の袖あたりて不便利なるへし身を
働く出来ず身ニハ陣幟をさしても頭ニハ烏帽子又ハ
陣笠巾をきれし小手を懸甲冑を脱ぎ出る時ニ着たる
羽織なるへしさて今ハ鎧の上ニ着たる物と心得るは
母衣指物なとさして着しなへりす前ニ云如く
身を働く出来る母衣指物もなくして夜中なとの時の
為なるへし羽織の文彩をもって其人を知る為用ふ

らしこまへたる故一し陣羽織の制さましけり古代
なし物なれは何をさなと定めたし其袖なし羽織
是て後は襟より下を割まや割めをつけたりけり
あるもありしとはあれなんとつけて襟ぬきたる時常ル
羽織に用ひ襟はふりて裾ぬへきなとなし大
将も侍も是を用べきわなり制禁法式もなき趣
一、物見の衣かゝりぐき。わきて。作候なと色くまかね地
いろ〳〵にて中にも同しきのこらなと分りあるなふ
蜀江(しょく)の錦を以て作んなと古代よりなしとものゝ服なれば
以前此より御りものたり○按物見とよひ所作候

ヤワタ
作候ノ字ウタヒ

乃其て地形乃険易敵の形勢虚実衆寡等
をうかゝひ見る役人をよそうかまりとよひ所謂兵の〳〵にて
ひらぎ。とのさしとよひ間諜(カン)の一種にて敵の秘をさくるを
うかゝひきとぬ役あるてに甲越流の軍家にも
其の物見とよひ物見の衣は古よりなし
一、陣羽織は古代なきものいろ〳〵の物にていろ松に羽にて
松の所用中にも一陣の矢ニ手分も出され、なれは
そのかたはそは陣羽織いふ比よりとよりひいふ比より
出はし○按陣羽織の字イミヱこと訓は誤にては羽織を
陣羽織てい〜は和名抄に於保由美(チハエシ)と訓は又和

日本紀孝徳天皇紀ニ見

名抄 礮ノ字和名以之波之岐と見えし是は弩と云別
物にては軍防令に發弩ヲ拋石ヲと云るに見えしは拋石は石
弓礮のことにて弩は神功皇后の製作し給ふよし
本朝文粋に見えたり弩は世に製せしは詳ならず異国
の弩は今の國の書に見えたれとも我國の弩はいまだ
見ず一度に矢二三千発すると云ことは定め及ばず此弩はい
づれより伝れることいふことも詳ならず盛衰記太平記
などに石弓におとされしとあれは弩弓にはあらず石を落せし
礮又拋石のことのやうに字面礮を和名抄に霹靂字苑を
引て建大木置石ヲ其上ニ發機ヲ以テ投敵ニ也とあり

軍防令の拋石を義解の拋同意也推也と云て投るを
云けて石を拋ることを云なり
一 楯のこと古代より有し物と見へ中にも見えし何比より
初り中にも何といふ楯ありしにや中にも倭名抄に見へ
中は過ぎて来る所は是もて楯なり楯の差別なし
也後世とぞこれも無きこの楯なし形は○旁楯を
神代よりありし物にては日本紀神代巻并日本紀
古事記古語拾遺なとにも見えしは天照大神天岩屋に
入給ひし時彦狭知神を作楯とすといふこと并日本紀
見えたり楯の形上古の製詳ならず中古の形は倭名抄

あるとみえたるが如く製作は樟木をもつて作る総ても
石弩井の樟木は鉄炮にて打撥く様は鉄炮にても
打撥る叶はすと識られたる人の作りし者を檐楯又帖楯とも
云ひてふつびとして者を相作る楯楯とえ城の上
に築き並ふるとこ指楯と云ひ亦は山楯とこふ和名
抄にたてても訓之是は楯の裏に柄を付て持つ柄のなき
なりしに太平記にひしぎ楯と云ふ是はひしき
竹にて造りたる物を持楯と草子と申すなるも太平記
にあり又竹をたばと云ふ物は竹を丸く束ね緒にて
これを包みてなりて鉄炮を防ぐ楯とす是は信玄の家

まて作り始まりし也け備へ之
一 幕とは物古代より有りし物と見へ中比より以降此
より神事や陣中祭事に用ゐて小大幕入り小は小幕をもちい
と用ゐられしは元来の軍中に用ゐし時のもの成りと
かゝる物にて作りしたる○吾が幕乃始祥なりす古事記
応神天皇乃紀に帷幕見へたり上古よりありし物之軍
防令に紺布幕見へたり上古の幕乃制製す大余小祥
なりす中古以来の制製式も區々也一定なし 大幕小幕
とふるのまことへりす
丸木のうへ上世よりの示のよし當時の本竹今造仕

幕ノ字 周礼幕人ノ注曰在旁云帷在上云幕ト皆以布為之矣鞍曰帷幕ハ周制也矣 幕秘記云幕有二三之名所 左ヲ云水 右ヲ鼠時門云 中ヲ云天文破ト也幕 土田町の物也天布。一物見布。中布。役布。

芝弁布ト云之弓ノ袋男幕八二十八足廿八名ヲ表ス但廿八内廿一目ノ乳ヲ廿メノ所ニテ重スル　ト云此八廿八宿ノ内卒宿ヲ隆リ数ニ云侍女幕八乳数三十六足三十六禽ヲ表ス物見ノ事男幕八七ツ女幕八乳数九ツニ七曜九曜ヲ表スト云事何ノ書カ

以来大かたいにしへより秘りすんで原始那府古府に
是又南時末竹合にて余巻　矢巻に仕いる也　大かた以前
よりの事也　これより六孫王の時よりこの事也けれ古法
也　○答　延喜式兵庫寮式弓造料物を載ることは
竹の事也　是の事に　いかん　えんすいは上古は木弓にてありし也　明子
以来竹合造の始　詳ならず　以来本末秘へ見えて古今

六帖題　　信實朝臣

梓弓末まで　よどむ　宮竹の　志なれくとしもちぎる中子
是をみて竹と合しるも　近世の事にて　不知さるを知るべし
六孫王弓の外竹を付始めて後　内竹を付しなりと云

史文八尺幕色ハ黒白青

ノ三色ニ作ル也　幕打ナリ　幕打ノ事　船幕を走ラカストモ云　幕乳幕ヲ張ト云　敵幕ヲ引ト云事味方ノ幕ヲ打ト云事　例よりから　ツ　ポオサムル　ロアル

事也　一向正史實　探に見えざる事也　依て是たゞ弓を
余巻ても　矢巻ても　巻る事は始詳ならず　延喜式なと
にも見えず　近代の官人の持弓　梓は白檀紙にて
巻き附の上下は紫　仰の余巻て　巻ゆ紫束　延喜式に見
えたり　吉郎秘訓に　建久二年十一月十二日弓場始に用られ
弓の品有りて　黒漆弓に　赤糸ヲ巻之テ取柄上下と金
凡ハ古ノスノ字　物取柄は黄檀　浮線綾ヲ凡千力ヘテ巻之とうんさうは外保
先年　陛下の御弓　手本の弓　篭巻の弓　手本巻弓
の名見えり　思ふ　余巻ても矢巻ても巻あるは木竹
合する弓の不廃もなれさりしめん乃不巻始しなる事

事之云ヽ

一　猿形(カタ)の書に一張弓八張弓九張弓なるして急し希
有のことのうを出し是は是ハ何の為に出ふりやらず
さして戦場に用ゆるも是ハふやはま子の作弓と事
る云ハとも是は猿と佐は法拠もなりやは蛇形弓
なとやあも名乃所○答一張弓八張弓九張弓なと
云ふ上古中古の書にえすは但三議一流の事太平
弓の名みえてる斗にて以採り考ふ八張弓ハ既に出来
て次て九張弓出来て後に一張弓を持へ出しるある
為し八張弓ハ神代の四弓とふ事を似せて
作り出しさるなるへし神代四弓と云は日本紀神代巻

に弓の事四弓みえたり天照大神の於り給ふる四座
陣弓と云天稚彦(アメワカヒコ)に賜ふを鹿児弓と云皇孫(スメミコ)天降
りのふ時従都(モロトモ)の神の執り給ふるを僕持弓と云彦
火々出見尊の我のふを海世弓と云是を合て神代の
四弓と云也然とも日本紀旧事紀古事記古語
拾遺等にも座陣弓以下四の弓名ハみえず後世
神道家にて私に名を作りたる者也且大己貴命(オホアナムチノ)
の生弓(イクタ)矢大弓古事記にみえて是ハ神代の弓ハ四弓に
限る事也右の四弓と云事あるを似せて後人
八張弓と云事を挑出したるなるへし三儀一流の空権門

弓とハ太平弓に此しらへ施しとゝる見えたり然共
八張弓ハ室町殿の頃比より出来し歟（太平弓ハ八張弓の形の一つ有り）
八張弓の名をもてあそばゝ何の為にしたるといふ事不知弓
無き事也 只神代四張弓の号を似せてるよふなる
事し 八張弓の説を作りても相たり過して重藤を九
弓に採て又是を九張弓と名付より八張弓九張弓
を作りて古より有る説を設て一張弓を捻へて是
神代の弓にて万弓の祖也と妄説を作為したる者
也 猶も一張弓と云物の器とゝるに外竹を素く内竹
を黒くぬり上下の弭の形を魚尾状形の如く附

卅六の歳を表て 地の卅六禽になぞらへ 又大日経の三十
六童子になぞらへる 弭下に廿八の歳を表て 天の廿八宿に
なぞらへ 又法華経の廿八品になぞらへる是をまんじ弓
とも蛇腹弓とも云 悪魔降伏の神弓也とて神の
秘事宗旨とする事也 是皆大妄説也 まんだら弓といふ
事と云名古代の書に曾て見えざる事也 或種の偽書に
梅角弓の悪魔を退くへき道理有らし 腹を捻て笑ふ
べき事也 又一張弓にも一種の妄作有り 手形をも表さる
弓にして上下の弭乃形を龍の頭子刻に作り 古代
出しくそれを弦輪と名付て捻て是神代の事

也とて大秘傳とする名を蛇形弓と云之是大文言なる
事也弾を鶴の頸にしさるハ鶴頸弓なるべく名付
べきに蛇形弓と名付しハ鶴も蛇も同物と心得ざるた
ぬけ者の作為之と見るべし 何の用にも立ぬ事也
一頼政公の家傳とて水破兵破雷上動なと申弓箭の
事俗称仕ハ此後にて 心得可申ハ古書に見へたる○古注
此外○参源平盛衰記巻十六頼政か鵺を射られし事
を記したる条にこ十六さしたる大中黒の矢の表に水破
兵破と云鏑矢雷上動と云弓を持せられ水破と云矢ハ
黒鵰の羽をもってはぎ 兵破と云矢をハ山鳥の羽にてはぎ

とありと云し 右の弓矢共に何の故をもって其名を得たる
事一向知れざる也 然るに此事 推量の説ハ無益
なる事なれども 古来の為に推量の説を左に記しハ
・私按ずるに推量 小雷上動の弓ハ頼政家（ライシヤウドウ）なるべしと
いへり 頼政の好みにて藤を巻し弓といふ心なり 貞丈
推量にハ 水破ハ水羽（スイハ）なるべし 黒鷲の羽をもってはぎし矢
と思ハ黒ハ水の色なれバ水羽なるべし 兵破ハ鶉羽なるべし
山鳥の羽にてはぎたる矢也 山鳥の尾ハまだらなる矢
はかり 鶉毛のまだらなるに似たるにて鶉羽と名付しなる
べし 彼を思ハまだらに似たるを鶉文（ヒヤウモン）と云故

貞丈再考
薄墨紙之元始ヲ考カヘシノ事
東征羌
四十八正嘉
二年十二月十
九日ノ条
清和天皇
崩所之東
ノ御息所
御慈暮悲

なりんれは 笑 秘蔵の矢なりし故にさして 名を寿星なり
ききとも申也 水取船の沉湯桶 刻(コクウヨミ)なれとも湯桶
刻とても よく此の一つの事也 堂上の名目に湯桶読あるも あり

一 うす墨と申す紙 古代にはなし 今は絶て元何紙
といふ方が漉出ししなり 当時堂上にて宣 案なと
にも用ひ紙うすずみと見へ申は当時のいろ方より出
申也 ○うす墨は宿(スクシ)紙と名付は反古を漉返しは
也紙屋川にて漉し 色紙屋紙ともいは うすくろき
色なるを表すを紙ともいは 今は紙屋川にて
漉やしは 也当時堂上に用ひは昔の宿紙をまね○

歎之餘而以ゝ
朝夕ノ所
令被進二一
数百合
勅書ノ時所
書写義于
大小乗経
横瞻納言
廣相草之
御願文
載見
棻薩悲 一
蓮花偈匝
石詞入銭
字門ト云句
薄墨巻ノ
紙作漆又
於此時一

て漉せられしは今は何方にて漉しやら存ぜず
紙屋川の紙と申ものいろいろ色ゝ有しかども当時も
存せす 紙屋川はいつ方に有しやらん○宿紙屋川の紙
を宿紙と申也 紙屋川は山城国北野社の西にあり
小野の南に宿紙村あり 此村の者紙屋川にて
宿紙をすきけるとぞ

一 引合と申す紙 今のたんしと遠申色いろ方より
出し所比すらはしらず 何に用申しやらも知ずの
色みちと引合と申すの紙と色いろ各々も会
は何方より出申しかも○薄古代よりの会は陸奥国より

如此は御尤なり家記室町殿時代の書に倫申門会とあし
又大門会ヲ門会とあり門会ハ国源なと書状の表包な
とにも用ゆ紙の称号すハ国源なとヲ用るハ行つき
紙とも称ふハみちのくふつとの名なるねなと源氏物語ニ
作られ当時の門会の事と心得りと伊勢ニ綴貞頼
大永の時の人誌し置ハ此紙室町殿の比まてもしハ其の
文字て知られ夫り其後ハ絶けるにや今ハ京都まて
堅き用のだんしも門会とて用ひられしある
人ト申侍りし だんしの一名を門会と心得る也
何やまりし家伝の旧記ニ大門会小門会なたり

だんしと高紙区別なり門構之ハ無しは
一 だんし ハ大高のこと也の他大高小高の名けいふ出
来いろ方にハ色々見え古代よりその名は有なれと以前比より
名なへ申ハかハ だんし 字いろいろ作り申ハかハ大高の字
も出来にて宜敷にや ○ 蒼だんし ハ檀紙と書申ハ
陸奥のまゆみの木の皮にて漉し申は源氏物語ニみち
のくにのまゆみのうとうとんえびとも奥州より出し
紙也今も奥州にも漉は檀紙と申す紙なり
古代より成る紙ありて始ハ詳ならす大高小高とハ
たかけやさけにてだんしの大小をいふ称なり以上

大だん小だんと云も同し
一陸奥紙ハ前此よりありし中にも 当時にてハいろ紙
ならて紙ある也 在所ハ陸奥にかきらす ○答
前の問合の条に記し置しに 当時京都にて 小高の
門合の注意不有るを問合とて用られし也 右乃
問合もこれも似寄る様にてや 此御ん問合ハ前
みちのくにかみとにて候
一杉原とやいふハ何方より出る紙に候哉 庭訓 播磨と見えし 播州
より出るや 当時の乃り入類と似て候哉 ○答 杉原ハ
当時の厚き紙の入る候也 右の出処ハ播磨にて候 今ハ所々し

より出候
一当時流布仕候本書紙の文明応後以来の子福村
にて候へし 本の事ハいつ比より始るにて候哉
名元へお申入候 ここに候ハ 是小松人し ニ中ふ 入候ふ
不明に存候 ○答 本書とて 紙の名 室町殿の代
まてハ守え候す 信長秀吉なとの代に 本書と云
へき料紙の沙汰しれず 欲詳なるず 其紙の事
富て能求ふ候ハ
一鳥前のつきの中に候太刀ハ当時も用られし地下とる
北守を乞しとの為出候而候三月の為右人形或ハ是

右人形等には見えへやらん々たゝ何れの時何れの人用ひ侍
るやうりしかとハ帯者はつらぬと見え侍らは金銀なとの
かざりにはせしや ○蒼鳥といふの太刀は御鷹師の家の
たく太刀にては河内丞次郎家にも古くハ見えは
手製作は太刀の柄頭子張にて鷲(ヲトリ)の形を作りたる
ありては刀劔異記に長秋記に見えて天文に云大永四
年正月十一日太政大臣大饗御鷹飼酒肴左近府
生下毛野(シモツケノ)敦利鳥頭劔 注ニ云作劔ハ頭季ノ鍛而
上皇賜ニ装束(ウテスキノ事ニ)一次借リ君ノ頭(ツイテニ)ヲ云云銀作ノ鳥頭ハ切
螺蜔ノ劔毎ニ目貫緒云〃 班文尻鞘入ル螺鈿劔一ヲとあん

えこり三月の五日各競馬場の木偶ハ公卿の形子ある
頭の太刀をもちせられしをはやまりてハ鳥 何なる
ていふきこともねこるは又木偶の公卿にもちせハ太刀
の形ハ風凰の形の柄に見へハ鷲を風に見遣てるまて
はあ敢ぞこれ沿まては源平盛衰記に先傳の戦
の時伊勢三郎義盛が扇等大湖橋(きやウク)太といふ者に鷲
造りの太刀を義経帰りし中に見へよりは鷲造と
いふ物多頭の太刀を敢ひて鷲形をを作りてるなら
辞なりす
一 さぬき形の太刀といふる事形ハ見えいつく何始す侍しや

一流よけぬき形ハ衛府張作りのよしやまりたるひ
の太刀ふて中将以下も帯し候人々定めなし様々候ひ
○旁けぬき形の太刀とは衛府の太刀のことと申候ハ
革緒の太刀とも けぬき形の太刀とも申候 又平鞘
の太刀とも申候 衣冠ハ蒔絵の野剣と申候 扨又け
ぬき形の太刀と申すハしかる○ハ兵仗太刀の目貫の形
古代のけぬきさと云事なし○此やうなる形を作りけ
ぬき形の太刀と申すならハし候

ケスキ形目貫圖

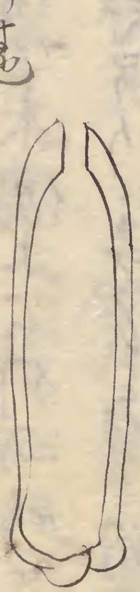
古代鑷子ノ圖　類聚雑要抄ニ見

衛府張作りなるをけぬき形の太刀と申ハ去何や
まりふてハ兵仗張作なる所を太刀と申て武太刀とも申ハ
東帯なとに用ひ候ものにてハ無之候 毛抜形の太刀乃
圖ハ装束圖式に見えたり

一 こしかたハ古代よりありし候や小刀小柄ハ近世より始り申
候さるに依て初代神余なと作りたるふ小刀柄ハ無之
いにしへ当時みなハ皆かうかい差しを小刀柄と仕候ものく
中たらて こうがひハ何ふさし金いら比より名見へ
中ひがし小刀ハ足も何ふさしをていら比より名見へ申ひ
やうしがひの字いろ〳〵書を用申候がひ○茶たき腰刀

の名を見しに予が秘蔵せし時宗の腰刀の目貫にさしたりし此
方にかうがひまでも小刀までもさすべきみぞ一つありけり
表には何もなし見えしがひさしくせうしかうがひさするを
本也かうがいに小刀二本をさするを甚だ詳ならさ
れども室町殿の比は既にさしたる證有り宗五大双紙
（伊勢下総守貞頼入道宗五大永八年に記し之を書之）曰公方様出御腰物さやありおとし
はりかね（證也）にしてこうがひ小尻つゞしら目貫それを
まゐらせぬしあひの入る也はりかうがひまくき目貫をはめ
ぬき丸の図に添ふ桐焼付はかうがひ共にしどうみ焼付
又その左右にゆめぬきのかゝる小き桐を焼付は桐

ハ今はりはかうがひ先を二三寸ときて金まてそこをつぎ
みつくも也中小刀はさくる事なりくまんはりここに有る家五代
は東山殿より住つけし供の宛ありしが公方様といひしは
東山殿の事なりといふなるべし御家にて此院よりかうがい
小刀あるを差しけるにて御家の作に小刀柄はは
かうがひの先し今はりと云事如何と浅深
家譜を見るに祐宗永正九年壬申五月七日卒七十
（武院と号慶院義教公授死の前祐宗を御中へされしと云御所なりし永正九年七十八歳よりふといひて）
（三十一）八歳とはいり
（見れば義教公授死の年嘉吉元年八祐宗七歳の時也）将軍の代は義教義勝義政
義尚義尹凡六代を歴事せり御家は宗五大双紙見えたる

少力袮宜が作らざる事なへは是を以て袮宜
が作る少力柄ハ多しと云ハ侭なる事多かるべし又から
らハと云字俗用ニ笄ノ字を用ひられし是ハうんさしと
云字なるべし此字叶はずハ髪(カウ)をかく道具なれバ也髪
掻(カイ)と云べきこと也文字の取あつかひを求めバ倭名鈔
にかうがいを用べし　倭名鈔冠帽具の部ニ擽鬢(カミカキ)。
㕞。文選云㔟㕞理ㇾ鬢ㇾ李善曰㕞通俗ノ文所ニ以理ㇾ鬢ニ謂之刷也㕞音雪　釋名ニ云擽鬢
音盗 導也所以導擽(スル)鬢髪ヲ也或曰擽鬢　擽音歴 和名加美賀岐
とあるによりかうがいといふとかきの髪結ニ擽鬢ハを倭
名鈔ニ冠帽具の部ニ入られしを考べし是同じ

と冠をきる人ハ必此箆を用ゐべき也冠を着
して頭の様ハ氣欝して頭かゆくなる也かきて髪を
掻き又鬢のそゝけたるをかきなでもすべき為ニ用る
也行成ハ実方朝臣ニ冠をうちおとされし時あり
かうがいをぬき出してびんかゝれしより袮宜め
抔ハ見えざるとも思ひ侍らず今此世にハ常に
冠着ざる人もなけれバかうがひの用ひ方を
志らずさぬくふの用にハかのやうにおもひ
なすこそいとおかしけれ

右三ヶ条問　多賀氏常政

同答　伊勢氏貞丈

物ゝへも人のまなひふかゝ多将
とり示なきことゝなからん

明和八年辛卯八月十九日　伊勢平蔵貞丈書判

巻之二

一敵の城中へ矢文を射入る事 或義大脱何様の義に
付用ひ申さるゝ比より初り何の書に見へ初メ申候や
矢文の矢にてしらへ形遣申候也何とやう被形遣申候
様に形ハ何る形知仕度事ニ存候 ○答 矢文の事
平家物語巻七にも見へ申候 敵陣 敵城へ 矢文を射
入る事ハ身方より中敵へ返り忠の者内通の為に射
申候又敵より身方へ返り忠の者申越候て来ル
らへ敵中より侍大将の名何ゝかして敵より
内通の使の返事 文言に取こしらへ敵中へ

射のこく人によろしきせよ　鏃を乾き勢は強中の
為に射る事もありしは　或は蟇目の中へ此を入る
或は矢に巻付よくとのりにて付て用る事もあり
は法式としてはなし
一　弓の弦はせき弦と中スは戦場の時の〓にて
塗弦と云へ　中は常の弦にて戦場へは用ひ〓〓の
事なれは　右せきつるを用ひは此より和かに何の
書にも見へ和かになし　塗弦はつるに〓〓〓との条
〇巻ねり弓に白弦かけ　夫白木の弓にねり弦
あるなり　古法にては武田小笠原の古伝にあり

ねり弦と関とは遠ては　ねり弦は唯ねりたる也　関弦は
弦を糸にて巻てその上をねりたるにては見は軍弓に
用ひたびのねり弦とは騎射の時ねり弓用る節かけ
たる弦なりとは知れは
一　矢たなる〇解しくあしくろけさしとりつめ矢をと
射たる〇矢を公家にて此旨中ひとは存候　矢たなる〇乃
事いふ〇他の書にも家々に此より此事中伝へのや何の
書にも見へ初めに〇巻矢たなる〇とつらく見れは押しろけ
家中事盛衰記太平記なとにも見へてより見れは筏に
矢をさしてよれ方をたなる〇矢也　此矢たなる〇押とき

矢さけひと云ことは古しとも矢ハ射かはせし物なれども と
あれハ射かねぬよしにこれ矢たけひの声にて候ハ覚ゆへく
石付ハ矢たけひとも云事 矢合せ上の事に限るべし

一 ときの聲 矢さけび 矢ごろ合の事 此方は答ふべく
分明に寄なれハ先うしろより声をかけても此方より動の書に
て見え候事也 是此方や○答ときの声矢さけびハ平家
物語なとに見え候ハ其外にも書ニふえしいつれ也より とやらん
なとに見ゆ

一 勝鬨の声 答ふるとき其声を 勝鬨とも大将家ともいふと
軍中の法度にも一同にとこそ申ハやれたりて大将の家ともいふ

一 ときの声を軍勢に申し中 法方にきこえぬ
とも味方は右の大将は惣軍の惣大将と心得申也 一たび
く其将に帰す○答大将と申すハ惣大将の事に候也

一 鏈と申事先達る方の伝授かくし事に候ハ物先当文字
字には鏈と書くと同様にて也へとも鏃の長さをやりと
申ハ短きをねこと申すと心得ハへい其柄を長くしてやり
と申初めハいつ此より其事にて候の書にも見え於て
此語日本にて初り申にものと見え申ハ 鏈鏃の字
唐にも候いつれも其ものに依て用申しかり 鏃鎗の字
和字に直し候て乃やりと存ハいつれ 鉾ハ唐和共に

代より見えし標に形ハ日本にてハ神代よりも鉾乃
事ハ見えしかとも見えさいて○茶筅名ハ不之新名ハ
鑓りと申ス所ノ條の詳に記ひてくまてハ柄の長鎗よ
てなこと云鑓りと云差別ハ不存候鉾ハ神代より
見へし事句論ニハ唐の槍も日本其古やりのかくと鑓
ハ俗字ニ候ハ木偏ノ槍ノ字ハ何ノ弄槍ノ二字[illegible]
ホコトリトヨム軍防令ニモ弄槍ノ字アリ義解ニ槍
ハ木両頭鋭(トキ)者トアリ是ハ棒ノ両方其サキヲトガラ
セタルを右ニ見ヘてよりやり其類ニ非ス

一 水を汲ヤ茶湯者と申ス者の革にて製候へハ出来

申ハ是を用ひ候へハ水不存者も水を汲りハ出来申候
依之今心得下申候に此雑人の始ハ革にて候ゆへ古
書にも出申候革にて候ゆへかの汲者乃形と定て去る
まりハ義を見し事を見候ハ何ぞ見候仕候ものハ○
茶湯者の事古書に見えず候ハ初りも不知候ハ汲者
色々様々見し候也始をも御見合可被用候べし
とらぬ事と申候

一 旗のふきたいと申事 此頃其後茶の極きにハ白山政長
の時風帯ハ見へ今ハ次を伝記し候ハ政長のと初ハ候
当時この作りなるを相見へ申候是ハふきたいハやとり

旗の手長ちらに風布なくは後三年絵巻抑是之

今の世五月子共のこいのぼりにかりらに流布せる
を付申候事こは左候ハゞ是をふきたいと申候ゆ
当時のぼりあるこのうちらに流布せるつけ申候ハ一餘
云し事こは左候ハゞ中古より有し事にや或人
のいひ旗のふきたいと申スハ流布せる此頭子左右に同
色のかざれの様成ものつけ候事を申候ことなる是又
例の妄説にや何るもつきりと見え候仕度なく当時
くりの乃ぼりにつけ候流布せること申す◎きと唱申候事にて
小旗に在候哉◎答 古代の手長なる風布付る事
一 なしかる拙者ハ不存候のぼり手付候ハまる◎きも風

常ども申候人々この好みにて付候事となし候
一 旗とかく馬上の士ハもちろん又歩卒背負申候式
二 絶家り申候事卜相定候へハ歩卒へもさしはもち候
申ス事ハあるへく候しるしと相定候得共申候間俗字
の絵卒子ともへ手に持候哉ならしめ不用事卜心得申
候哉◎答 旗を持行ゆくへ手に持候事不存候
一 右し通ゆへ候旗竿ハ色角二つ有候のとこと存候
御ちに当時天年何る旗竿をも用申候是ハいつて出
来候哉 但かの絵巻ハつきかいものにてつらぬ不残
草紙子入したるにて候は左候ハゞ◎答 旗竿の長さ

矢の大小よりハ定りなき竿をつぎて振に結候
事ハ不苦候
一 上ざし此矢と申候ハ惣て矢の内にて候別格候て
申候たとへバ廿四さし候へハ上ざし共ニ廿五ニ致候
都合より上ざしを廿四の内ニ決合候当時籐
巻の内ニ上ざしハ矢羽はさぎ矢の根も常の征矢
と違ひ申候常に左様ニ結候ものに候へ共鏑相候
節矢籙のかぶらとて射初め申候節此上ざしを
用候是ハ大将軍此上矢にて左様の事候
やら大将の殊ニ候へ共又征矢も立し候やかぶら矢
と申候ても矢にかぶら根と申へきもの候陣頭の
法度候○答上ざしハ箙にたとへバ廿四さしたると
いふ時ハ其四の内にて法度ニ上ざしハ鏑矢を用ひ
矢籙と申る羽ニ候法度ハ矢入と申候ハ矢立
の大将の射候事城にても陣にても同事ニ候
一 征矢の根一通りのかたちハ存じ候ても彼是かり
あらし候ハ根矢なとど武具訓蒙図彙なとに
何よりの形知申候と覚申候其用ゆる事いかに心得
可存候○答日本紀ニも見ゆると云ハ左の矢の
心にてあるべき根を云也漢字にて征矢とかく心ハ

何様の形ニても征矢ニ用る矢といふハ心ミしとゆハまぐ
やの勝負ニテハされバ柳葉なる乃古類の事あるをきや
と申ハ如りまさしなれども扨を射切ん為之平根ハまさらし
何りとがり矢ハ沢瀉の柔代如し何をと射んとも定
もなし　射手乃心次第也

一残場にて敵をうち首をとりて馬の四方手につけ申ハ
節何方より何方先をかけなまと通し候ものよや数多
とりハ節の為すかりと申ハて何ミ帳を用る積事に
入ものがひの但遠なとつけ候ゆへ事も取るハ何也を
覚候て仕野旦又古書ニ見へ[?]事も無之候也○答

古書ニハ首をとつ付ニ付るとハりつあまぎ付ニハいくつも
極身ニ付くるべし四ツ手ニ付候ハ数も付くる下付候る
往沢山ニ首ハとるまじ也なる故ハ何み手ニ入なる　古き手
見へず候ハ首手縄通し様ハ所ノ柔代評ニ記せ又何と
ニ入る事人との好次第なる由

一残場ニて首をとりても[?]も射外ハそうしく尤も成
とるの節札とつけて其梓子置き或ハその首の口中へ
何ぞも四とんの所を入置なとミ或ハ鼻をかき耳を
切更を持来りなとミ取ハ世事の沢古代ニもみる
十ても無存候○答首の代りニ鼻をそく事ニ如

く大将此定ならるべし又時に取て作略にきること
もあるべし鼻のそぎ様上くちびるをそぎ付てあること
是は鼻を取て女のまぎれに紛しぬる故耳をそぐ事
朝鮮を秀吉の攻させし時なし通例には女まで
は耳には男女の差別なき也且又鼻を欠
は事も古代にはなき甲信の戦の比より始りしと
一、当時首を取る事ありては首へは必も入と云の墨入はあると
矢立此硯と申は事は旗の内外に入塗は墨中にて
俗に称は是も古き事には無之旗の内外につけ
は近来此事の様に伝ふは古は一は永禄天正

比方々の事にも見へる〇さんちう此懐中筆墨硯
矢立といふも旗の硯より出る事にて古は旗の内に
とつ此より云事なる但近代始るは此事
前も俳子説もなく
一、古代柵とかまへるといふ事当時の城と同じ又
の様に柵をかまへ但柵と申せい古は城と申
と申も合々もなし柵はいつ此より用ひ和人
城はいつ此より用ひ和人にて当時は柵の例
法無之事に古来はあり〇吾城の始も柵の始も不知
日本紀神武紀に作ル城ヲ寄セ上取ヲ日城田と云へ

亡むその比既に城なり同孝徳紀に渟足(ヌタリ)柵磐(イハ)
舟柵等是名見へたり秋田城紀ニ兼方案之柵城
擲也ト見ヘたり△石垣を築キ塀ヲカケ嚴密ニ
作りタルヲ城ト云僅ニ土ヲ高ク築キ上テ柵ヲ
フリテ城ガマヘヲシタルヲバカキアゲト云也然レ
氏是モ城也差別ヲ云ヘハカキアゲト云
一陣屋トやいハ何の事も無しかりに比擬しに円代小
屋をなんいふ是も古式の様成事も無しなれ古代
のさまも此の事ニ出来候なれ當時大名居城地なく
無しく土示小陣屋と申してあらしいやもり當時の屋
敷なれまへ小さく出来候なれ但かれハ流ニ見しものに
出来候なれ〇答古書ニ陣屋と云事名目見へ不申候
多くハ大守又ハ民家なとに押入いて宿り候陣とて
陣と申候事ハ備立見へ事ニてハ陣屋と申す事甲
信の戦なとを記し書にハ見へ申候當世大名此城なき
面々土示此居館を陣屋といふハ城にて無し故陣
屋トいふなるべし四方に塀あらし屋敷構への取改
形ニ
一矢倉ハ三重ニ重二重あるもあれし四重と申スも有之
ものハ五重なるハ天守ト唱へ申候其起して矢倉ハ城の

何方へ成なくて不付不申候しとの事に候成事矢
倉と申ス事ハ此の書ニ出初メハ我か法度とや〇
蒼矢倉ハ四重ハ分しハ軍書ニ四ツ居と多天守ハ
信長より始る石垣二重其上櫓五重合て七重ニ作り
しと云 將軍家譜ニ見へ申惣して矢倉の事ハ
不定ハ古代の形勢城の築キ様ニよるべくハ矢
倉の始リ不知ハ矢クラハ矢ノ座也 矢を射べき座
也座の字クラトヨムされとも通用ニハ倉の
字を用

一 ワタリ矢倉と申スハ當時諸所法ニつゞけ二度門ニ
入りしヲ申ハ用承りハ公方へ仕ハ大矢倉抔事ニ寄ス申ハ
ワタリと申ス處いろいろ法度ニ而ル有矢倉ハ石申ハ二重三
重等抔事ともいろいろ矢倉の字櫓を用申ハ
是亦何とまても法度ニ而ル矢倉とハ亀甲矢を納メ置キ
射出しハより發りハ名と承ハいろいろ法度ニ而ル〇蒼
ワタリと云は此不より彼不ニ及を云ふ何れも
長き廻ニ続へ内の門ハ多門抔云 俗用ニハ矢倉の
字を用ゆ 雅ニ書クニハ櫓の字也 矢倉といふ〜
前ニ能ス〜 有し

一 城ニ馬出しと申スもの〜門の前ニ壕有しも承ハ

一江戸にてハ出城に馬出し無し只有りし所ハ此より
なくて何の用たる事なるに甲州流なとに用ひし
所ありし古き事にハ無之様に承りしハいつて〇参馬出し
と云名古書に見えたりし是ハ甲州家よりく出来
勘助か作りし也城より人数を出す小出し徒ハ
出城より寄て出る時の用たるよし

一弓力に一人なり二人なり三人なりなとゝ申ハ甚一人なりと
申スハいろいろ有を申ことし但き一人よくなりあ間せ
ハ二人ことなりあ間せしと申ス後段にハ如さして
急度押様ド申ス欽定とハ申さへ不申ハいつて仰て

申しれしハ〇参二人なりとと云名目無しハ二人なりハ一人
をしたため四人つるアとる三人なりハ弥人をしした
ため一人張アとる也せく張曰弓をいりしの事之

一矢を十二束三ッ伏せなとゝ申スハみなその射る人の持を
以てなかりし事と申也申しハ浄在松にて定め候
〇参射人のへ手にてハかりしハ常人の手たるその人の
手にて十三束二伏余あるしハ十四束十五束と
申スハ大男也矢束を常也人の手よりくなりしハ
て申ス支ることハ一束ハ四ッ指を横に並ぶる也

一矢の数に十八さしたる十四卅一さしたるなとゝ云ハ

一 車ハ筏の矢頭りの名有なくさして其味なくし
るゝ事なし然ば但し是も伝なし然ば数多有人々
此物数多き候の中に然ば〇答 筏の大小に依て
一 矢を放ばよ かしらなる事有ばと申ス事利方在
しかれば是ハ筏よきしるし節陸形にも在しかれ
蛇尾人疑しき事を自慢して申ぬ事よかれ古き
一 またもなきしかれ〇答 かしらなる事有と云事古き
またもなんてよりたてこ乃矢筈さかりに有ありといふ
事とも義経記になし筏の筈を言く上たる
とかしらなると云有るべし筏をはまりなるべく有べく

くハ矢ねき出しかし義経に何有無し
一 よろりてもやうと射んと申ス事 よろりハ義経記に
出候然ば無ろりといふ字を用ひて叶ふの事か
古書にも見へ申ぬ事に候〇答 よろりハ義経
記 ひやうといハ矢の飛行勢ひをいふ このさい
ハ古書にも見へ申
一 鎧直垂大将軍ハ必赤地の錦にかぎり候事に候哉
然るに思ふ是ハうしろをも付申候ものにや 又先にて遠い
申事なく候 さりとて大将軍ハ何色にても錦其生
無其以下ハ無之 此直垂なる由候然る所兵事なれ

侍るも古き無銘にても殊に出来次第にても上作に準ずる事と
知るべし錆の有る地合にても心得て申し候○鑑定直
無銘ならんには上作の大将軍無地錆に限るべき也
書きてさ考このとくしは何処までも錆までは文錆
見ることなしにも用ゐ候卒いは鑑定無銘不正には侍るべく
侍るべく金らんにても読みても用ゐ錆は不用候外
なきとも用ゐ不定事に候
一加賀の鋼に刃根焼と申すは土取子流片方とも
是は片方下り一同に上下申すは左利方ともに申
試し候いづくの出来焼刃根焼は仕立大阪の時代の刃根

野備中守制作と申すは試しにいくばく出来にや古き何の
書にも出てはと申す儀なれども不分明なる分明に
無銘には○鑑刃根焼きところの事近代の物多く
古きに無之物也不詳は刃根焼備中守作風ども
事も不詳には試したところ片方も上ヱいは片方下りは出
来は刃根焼にかきとすえところ京好き刃つき
何れとも左様ならば片方上ヱいは片方下りされば其
さのみ利方なりとも是は是にはまんぢうとえところ
なきのやうにふくらみなく事重ありて侍る
を世より刃根焼えところと申す物なりしは立てく近き

世の物いたつらに作りしもの書もなく世の中
傳へのこらねは庶布る詳ならすは

一 惣る埋忠金山地金いつく心ある所より大将軍末鄕
とみえしは手なれハ色は作みえしよりも地金の沙汰
なしは古代当年とも見申は時代まきれ有る地
小仕なれはあるへきなれは埋忠金に不及見申ははれ埋忠
金いろ比分難ありはくいろ比よりすこりはれ○答
物りもすこりと時代不知は手なれ前よりくこり

一 征矢の羽子きりとりとみえしはい物フト云事武藝に
物手かは筋きりふ大中黒ときとをやうこるときを記

不古なる申へ事 各羽乃事みるく出庄ひとなし今
明子やうちち不申しは形武具釗甲冑景なとよ出
て申ひと有れは何ろ書を用て見え申し候はなとなし
羽い名さし ふるく出居へなる 鶴山なるハたまき文ヤ
用ひ例ハ見え申は有るやまハ一向征矢に用不申候事に
候羽之事と出ハいるちまりの言にみえし候古代
の残化に有るく見へ不申は事いるく心的こ申候○
答きりふと羽子古いきりうト唱申はウハ文字にては
生府符なるの字ハ理に不附は後世とも字義に
構さ征用来は色への羽の文彩際限なしはる

箙ハ武用弁略武具訓蒙図彙ニ其図
あらハせり 古書ニハ羽を矢ニまく様何羽を
も用ひ様ニつらぬへし小笠原ニ而ハ法式定なし
て矢羽いろいろさまさまに申しハされいろいろの羽を
用羽の事ハ 又矢の羽ニ鷹と云へハ其外之近代の
箙ニは武家の装束を委く不言ハ存候の
御法不見候ハ当る近代の箙の文ハ書も候得
なくいと存候

一 征矢ハ定ニ付ての候ハ申ス事 篠ハ原ニ是ハ事と存候 宝
下申候ハ利方いて候得共申や ○答 誠ニ不存候

一 先達て窺申候ハ八張弓九張弓或ハ一張弓を申ハ
弓ハ各名なし候ものを名或ハ其の数代色とり当小笠
原家の書ニ無之候 何ニ出候哉後ニたつね事出来候
其の外ニ共色とり其の名前年代の不存候
但何ありせつり遂き申ても ○答 八張弓九張弓代書小笠
原ニも武田家ニも無之 同事ニ存候 武用弁略ニも
無之候得共後覧候へハ知レ申候

一 弓ニ重籐と申スハ此重籐ニ色々なしハ是ハ何
の書ニ有之申候や 籐を当道ニ巻也へ重籐
ニ候なし候か宜と存候 色々ニ名なし候事ニ

窓子ハ座ハ村子附ケ上座数よろし下よろしく候
ハちまん座 重座の字 流座と書キ申事いかゞ
○たげ座よろしからず不存候ハ手家ニ候へハ下乃
古物作手も名見へ申ハ木竹のながさぬ為の用心
小たげし座を巻く座たけ座と申ハ毎てハ小座の
数を定めて名を付ケ九張ラと申ハ小笠原武田
家なとにも書きて武用無異ナもとへてり重座
流座大字作とみえくも誰にケやうの事文字ニかゝわ
らぬ事
一 日月鍬形の事 絵図とんハ法とし見ゆれはこえん申ハ

此段ニ付事窺ハ先ん色かゝハ慈悲形宜敷候
其の本ハよりより鍬形ニ加へ申ハ外星文 慈悲ハ何の
徳とんハ見ニつき申ハ外早去ん 当時鍬形ハ前立
ものとみへ申ハ龍頭などハ鍬形の中ニつき申ハ
星もおさまものと存候ハ大将軍なとで龍頭鍬形
ハ於不申事ト見へ申ハよろし此合さんとく不定り申
外ニ様く様すきニおさまもの様しハ事ニよりて仕
形を数多ニ於て事と存候ハ此法当家令
の備ぬけもおさまとのニて此旗本一統の相すと
きこえ申ハ星文 古代おさまもの初り申ハ義何の

書ニ出初メ申しける○答 くはしからさる旨趣形と云ふ事
古書ニはなし 後の世人を以て書る也 右の通り
にては盛衰記太平記なとの外にも皆 餘代字を用ゆ
是ハ只此分にて書違ける なとの事なしと 中國中右
にらハ文字の吟味もなく 詞にさへ合ひぬれ 何にても
字ニても 假り用ゆ 書る食物を入るる所を江家次第
東頭なとニ和名と書 唐ひつを 枝ニ秘抄ニ和名を
辛櫃と書る類多くはあまり くわしからさる中昔た
る物なり 瓶の字をかりもちひ 以下ハ此事ニ文字
取違ひたる始なとを好事ハ 更ニ文字を違へる

たなし 訓をかりたる也 くはしく是文 くわしく此事年
義器諸ニ委く記し なし 其上の事ハなき事也
くわしくハ何ニ有る物と云 考ハ母衣考ニ記し置
の弁を見 物ハかきり 沖みえく人にのみすき 次第又ハ
大将の家の桐紋もつたへ 大将よりあとくよりハ
不成と云やうなる法度ハ 誰か申出し 其分不存也
古書ニ大将ならぬ人も 甑頭形胃見し 中にも弁之
物も太平記ニ多く見へ申候
一 上古ハ法名の鈎の所中古以来 序名ニ如此先ハ法名
名ハ利方らすきものに付候か中華ハ今法名

と心得へく候の本書ニ見へ所々不かたり候義大概如此
御座候得共神代様ハやまと詞を用ひ申候故ニ
きこへ申候詞多き所ハ無文と相見へ申候神代之宝
剱名詞ニてあらし事とも有之候詞の剱をもって
戦場ニ出る事書ニ見へ不申候事とも有之候而
心得可申候 ◯ 前詞を今ゟあらしきて見へ
不申候所ハ利方と答申候不詳候古代より詞
と所ゝ古き頃あらし候故古代ハ詞多分ニ後
ハ所ゝ多分に成り候故不詳候ゆへ詞多く成り
あらし候も御座候かやうの事考ニと申事不見へて

きこへや可申候もの也それにて御座候
一衛府の太刀と申候ハ諸士免申ゟ糸まきぬき又束帯
ニ帯し申候ハ式正の也よし惣太刀と申事ハ異やうのひぐ
きこへ申候糸巻の太刀ハつかさや糸をまきたる
太刀こそ是ハ武家ニ用ひ戦場ニも古代
ハ帯し申候也常上ニ成候ハ一向無之候惣太刀拵ニ
柄木をも巻き候ハ利方なし候是ハ何巻ヨと申ス名
もなし候さや巻の太刀と見え申候事ハひが事
の也御傳承候糸まき巻とは経王様ニ紀行申候 ◯
衛府の太刀の事本義 答詞ニも両ケ条詳ニも

記ハ絵図も掛申間申候　鞆を柄のことく巻キ候を
てこすり巻と申候手たまりのためよく候糸巻さや
巻の事もあまく申通し候

一弓に二所藤三ヶ所藤ト申ス事ハ先一躰軍弓ハ何とて
巻そめの上を塗そめの上を包て藤を巻キ候事ニ候
なれハそめの上化粧の藤に二ヶ所三所重藤　当世ハ
まいらせ候当時的弓に白藤にて三ヶ所巻キ候別三ヶ所藤
にてはなし候故軍弓を依羅弓と申候ハ全体の
事をも依羅と申候より委り候ハ依羅の字ハ全
佛家の言葉にて候存候ハ不用が宜敷候や存候

く存申候○答軍弓ハぬりらに藤を巻也重藤ハ
白藤を巻たり白藤といふハ藤の皮を剥て白く
あらし木竹共都ふたね為なれとも先ハ飾にも
するにて的弓の藤は白藤にてくハなしたし藤之
上なハ藤ハまきて糸巻キ也三ヶ所藤ハ三ヶ所宛よせて
巻キ申候之二ヶ所と云ハ二ヶ所つゝ寄て巻之依羅といふ
ハ佛説也されとも古物語などに見へさり不用が
宜敷候

一忍術と申ス事の古書ニ出ス比より用申候哉

一軍法備よりあるにて不付事のことく候哉　此法何と

やうに致し或ハまゐらするに似寄申候様ニ見へ申候
いふ覚悟可仕事にや○答 愚の御古書ニ
見えまし麁法つかひも愚の老子自ら筆写の例
家などより許るやうに取候
一 誤下にて見え候事も歯のまゝ毎すそくりの御付申候
もの御申候者共出庭候ハ此義当時申出庭候哉 唯今申か
げまで見へ申候も歯の精すそ子細もみへ不申候
かのものゝ申候いふくの事に候哉まゝ毎ハ是非とてを
無之候ゆへ御座候なくくるに不存ても宜敷
被存まする○あてまくとまり候事にも御座候何分

此不委敷覚悟仕度候○答 誤直歯に写乃
くゝりとの事ニ在之ニ而神ニ精而すそのくゝり
を付申候 くゝり高しとの事 不存候かの紙
形にくゝり無之候ハ異なるへし

右三拾八ヶ條 問者 多賀氏常政

問答者 伊勢氏貞丈

明和八年卯年九月

日本政府圖書
大日本帝國圖書印
国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan